# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁 最終的な調整結果

重点事項通番: 40

管理番号	745–1	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他							
提案事項 (事項名)	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲											
提案団体	東京都		<u> </u>									
制度の所管・	関係府省											
	内閣府(消費者	<b>首庁)</b>										

# 求める措置の具体的内容

消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。

# 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現在の制度】

平成24年8月に改正され、平成25年4月に施行された消費者安全法において、同法第2条第5項第3号に規定する財産に関する事故等が発生した場合における報告徴収・立入調査の権限が、当該自治体の同意を前提に地方自治体に委任されることになった。

#### 【制度改正の必要性】

現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が国に留保されており、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応の妨げになっている。

例えば、都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該 事案が「すき間事案」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することになり、その間に消費者被害が拡大することが懸念される。

<u>そこで、消費者安全法による国からの権限の受任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでな</u>く、勧告・命令を行うことができるよう、並行権限を付与していただきたい。

また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業者に限られている。このため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないことから、その対象を当該地方自治体の区域外に所在する事業者まで拡大していただきたい。

これにより、調査から事業者処分まで一貫した迅速な対応が可能となり、消費者の財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。

#### 根拠法令等

消費者安全法第40条、第44条、第45条

消費者安全法施行令第9条

# 【勧告・命令に係る並行権限の付与について】

消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与にあたっては、消費者安全法に基づく措 置要請の運用状況、国による消費者安全法に基づく勧告・命令の執行状況、地方公共団体による報告徴 収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。 また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共 団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。 (詳細は別紙)

### 【地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大】

消費者安全法に基づく報告徴収・立入調査権限の地方公共団体区域外への拡大にあたっては、勧告・命 令権限の付与と同様、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる 時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含 め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要がある と考えられる。

(詳細は別紙)

# 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

#### 【勧告・命令に係る並行権限の付与について】

都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事案が 「すきま事案」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することとなり、その間に消費者被 害が拡大することが懸念される。さらに、事業者が所在不明になること等により、勧告・命令等にまで至らな いことが懸念される。

よって、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応が可能となるよう、権限移譲について引き続き、 検討されたい。

#### 【区域外への報告徴収の権限等の拡大について】

被害が発生している地方公共団体が立入調査・報告徴収することができず、事業者の所在地ではありな がら、被害実態を把握していない地方公共団体が調査を行うことは、効率的ではない。

勧告・命令に係る権限が移譲された際には、区域外への報告徴収等についても実行できるよう、権限の移 譲について検討されたい。

# 全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って、消費者の財産被害拡大防止に係る事業者への対応について、迅速な対応がと れるよう勧告・命令等の権限移譲を講ずるべき。

# 全国市長会・全国町村会からの意見

# 【全国市長会】

市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める

# 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

消費者庁における勧告命令の実績が少なく、専門的な知見やノウハウの蓄積が不十分である現状で は、都道府県への権限移譲が困難であるとのことだが、能力や意欲のある自治体に権限を移譲することが、 消費者行政にとって国にとっても自治体にとっても良いことであり、並行権限を付与すべきと考えるが、この 場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

1 勧告・命令に係る並行権限の付与について

消費者安全法の財産分野に関する勧告・命令を都道府県が行えるようにするとの方向性について反対する ものではない。

ただ、権限付与に当たっては、以下のとおり、実態面・法制面で検討・整理すべき事項が多くあり、その整理には相応の期間を要する。

# 【実態面での検討・整理が必要な事項】

- (1) 都道府県への報告徴収・立入調査権限の委任について、すべての都道府県が受任しているわけではな く、受任している団体においても権限行使の実績がないことから、まずは都道府県に立入調査・報告徴収の 権限を受任していただき、受任している報告徴収・立入調査や国に対する措置要請を積極的に活用してい ただく必要。
- (2) 勧告・命令は、「隙間事案」が対象であり、都道府県が行う場合には、当該都道府県が関係する可能性がある法律を所管する省庁への照会を行うこととなるため、消費者庁のみならず関係府省庁からも意見を聴取し、理解を得る必要。
- (3) 手挙げ方式で権限付与を行った場合には、国と都道府県の間あるいは複数の都道府県の間の役割分担・連携体制が複雑化するほか、他の消費者関係法では、権限付与の環境が整った段階で全国一律に権限付与を行っており、他の消費者関係法と比較し、特に手挙げ方式を採用することが必要である理由について検討・整理を行う必要。

## 【法制面での検討・整理が必要な事項】

- (1) 勧告・命令については、勧告等の必要性を的確に判断することができる消費者庁に認められているものであるところ、消費者庁に認められた権限と同等の勧告・命令権限を都道府県に付与することが可能かについて検討・整理が必要。
- (2) 命令については、事前の消費者委員会の意見聴取の手続が規定されているところ、都道府県が命令を 行う際にも消費者委員会の意見を聞く手続が必要であり、消費者委員会の理解を得ることが必要。
- 2 地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大について

都道府県への勧告・命令権限の付与と併せて区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、勧告・命令権限の付与の検討・整理を踏まえて行う必要。

ただし、勧告・命令権限の付与と独立して、希望する団体に対し、区域外への報告徴収・立入調査権限を 付与することについては、特段の支障はないと考えられる。

(別紙あり)

# 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

# 4【消費者庁】

- (1)消費者安全法(平21法50)
- (ii)多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対する勧告(40条4項)及び命令(40条5項)については、現行制度の下で共同調査の実施など国と地方の連携を強化しつつ、希望する都道府県に権限を付与することについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁 最終的な調整結果

重点事項通番: 40

管埋番号	745-2	提案区分	A 確限移譲		提案分野	その他					
提案事項 (事項名)	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲										
提案団体	東京都	,									
					<del></del>						
制度の所管・関係府省											
	内閣府(消費者	1丁/									
求める措置の具体的内容											
消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。											

# 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現在の制度】

平成24年8月に改正され、平成25年4月に施行された消費者安全法において、同法第2条第5項第3号に規定する財産に関する事故等が発生した場合における報告徴収・立入調査の権限が、当該自治体の同意を前提に地方自治体に委任されることになった。

#### 【制度改正の必要性】

現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が国に留保されており、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応の妨げになっている。

例えば、都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該 事案が「すき間事案」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することになり、その間に消 費者被害が拡大することが懸念される。

そこで、消費者安全法による国からの権限の受任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令を行うことができるよう、並行権限を付与していただきたい。

また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業者に限られている。このため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないことから、その対象を当該地方自治体の区域外に所在する事業者まで拡大していただきたい。

これにより、調査から事業者処分まで一貫した迅速な対応が可能となり、消費者の財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。

## 根拠法令等

消費者安全法第40条、第44条、第45条

消費者安全法施行令第9条

回答区分 Ε 提案の実現に向けて対応を検討

#### 【勧告・命令に係る並行権限の付与について】

消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与にあたっては、消費者安全法に基づく措 置要請の運用状況、国による消費者安全法に基づく勧告・命令の執行状況、地方公共団体による報告徴 収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。 また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団 体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。

#### (詳細は別紙)

## 【地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大】

消費者安全法に基づく報告徴収・立入調査権限の地方公共団体区域外への拡大にあたっては、勧告・命 令権限の付与と同様、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる 時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含 め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要がある と考えられる。

(詳細は別紙)

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

#### 【勧告・命令に係る並行権限の付与について】

都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事案が 「すきま事案」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することとなり、その間に消費者被 害が拡大することが懸念される。さらに、事業者が所在不明になること等により、勧告・命令等にまで至らな いことが懸念される。

よって、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応が可能となるよう、権限移譲について引き続き、 検討されたい。

# 【区域外への報告徴収の権限等の拡大について】

被害が発生している地方公共団体が立入調査・報告徴収することができず、事業者の所在地ではありな がら、被害実態を把握していない地方公共団体が調査を行うことは、効率的ではない。

勧告・命令に係る権限が移譲された際には、区域外への報告徴収等についても実行できるよう、権限の移 譲について検討されたい。

## 全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って、消費者の財産被害拡大防止に係る事業者への対応について、迅速な対応がと れるよう勧告・命令等の権限移譲を講ずるべき。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国市長会】

市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 消費者庁における勧告命令の実績が少なく、専門的な知見やノウハウの蓄積が不十分である現状で は、都道府県への権限移譲が困難であるとのことだが、能力や意欲のある自治体に権限を移譲することが、 消費者行政にとって国にとっても自治体にとっても良いことであり、並行権限を付与すべきと考えるが、この 場合何か具体的な支障はあるのか。

#### 各府省からの第2次回答

回答区分 B 手挙げ方式により実施

#### 1 勧告・命令に係る並行権限の付与について

消費者安全法の財産分野に関する勧告・命令を都道府県が行えるようにするとの方向性について反対する ものではない。

ただ、権限付与に当たっては、以下のとおり、実態面・法制面で検討・整理すべき事項が多くあり、その整理には相応の期間を要する。

# 【実態面での検討・整理が必要な事項】

- (1) 都道府県への報告徴収・立入調査権限の委任について、すべての都道府県が受任しているわけではなく、受任している団体においても権限行使の実績がないことから、まずは都道府県に立入調査・報告徴収の権限を受任していただき、受任している報告徴収・立入調査や国に対する措置要請を積極的に活用していただく必要。
- (2) 勧告・命令は、「隙間事案」が対象であり、都道府県が行う場合には、当該都道府県が関係する可能性がある法律を所管する省庁への照会を行うこととなるため、消費者庁のみならず関係府省庁からも意見を聴取し、理解を得る必要。
- (3) 手挙げ方式で権限付与を行った場合には、国と都道府県の間あるいは複数の都道府県の間の役割分担・連携体制が複雑化するほか、他の消費者関係法では、権限付与の環境が整った段階で全国一律に権限付与を行っており、他の消費者関係法と比較し、特に手挙げ方式を採用することが必要である理由について検討・整理を行う必要。

## 【法制面での検討・整理が必要な事項】

- (1) 勧告・命令については、勧告等の必要性を的確に判断することができる消費者庁に認められているものであるところ、消費者庁に認められた権限と同等の勧告・命令権限を都道府県に付与することが可能かについて検討・整理が必要。
- (2) 命令については、事前の消費者委員会の意見聴取の手続が規定されているところ、都道府県が命令を行う際にも消費者委員会の意見を聞く手続が必要であり、消費者委員会の理解を得ることが必要。

## 2 地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大について

<u>都道府県への勧告・命令権限の付与と併せて区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、勧告・命令権限の付与の検討・整理を踏まえて行う必要。</u>

ただし、勧告・命令権限の付与と独立して、希望する団体に対し、区域外への報告徴収・立入調査権限を 付与することについては、特段の支障はないと考えられる。

(別紙あり)

# 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

# 4【消費者庁】

- (1)消費者安全法(平21法50)
- (i)希望する都道府県等に権限が付与されている、事業者に対する報告徴収及び立入調査等(施行令9条)については、その対象を当該都道府県等の区域外に所在する事業者にも拡大する。